

## 第2 政策効果の把握の結果等

### 政策の概要等

#### 1 政策体系（実施体制）

日本の政府開発援助（ODA）は、昭和29年の技術協力の開始（いわゆる「コロンボ・プラン」<sup>（注1）</sup>への加盟）以降、約50年にわたり実施されてきている。

日本の政府開発援助（ODA）は、二国間援助と多国間援助（国際機関を通じた援助）に区分され、二国間援助は更に贈与と政府貸付等に区分されている。また、援助形態として、贈与は技術協力と無償資金協力を、政府貸付等は円借款とその他の有償資金協力（投融資）に、それぞれ区分されている<sup>（注2）</sup>。

また、援助形態ごとに、企画・立案、実施に当たっている府省・機関をみると、技術協力については、内閣府、国家公安委員会（警察庁）等13府省やJICA等が、無償資金協力については、外務省及びJICAが、円借款については、外務省、財務省及び経済産業省の3省とJBICが、その他の有償資金協力（投融資）については、JBIC、JICA<sup>（注3）</sup>及び財団法人海外漁業協力財団（農林水産省所管）が、多国間援助については、外務省、財務省等10府省がそれぞれ実施している（図 1 参照）。

（注1）主として南アジア、東南アジア地域の経済社会開発を促進し、その生活水準を向上させることを目的として1950（昭和25）年に発足した協力機構で、日本を含め26か国が加盟している。

（注2）開発援助委員会（Development Assistance Committee: DAC）の区分による。なお、開発援助委員会（DAC）は、経済協力開発機構（OECD）の下部組織で、主として援助の量的拡大及び質的向上について援助供与国間の意見調整を行う機関である。1961年（昭和36年）に創設され、現在、日本を含む先進自由主義22か国と欧州委員会（EC）が加盟している。

（注3）「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）を受け、JICAが行うその他の投融資のうち、開発投融資については廃止すること（平成15年度以降は承諾済み案件に限り実施）、海外移住事業の中の融資事業については段階的に整理し、17年度末に廃止することとされた。

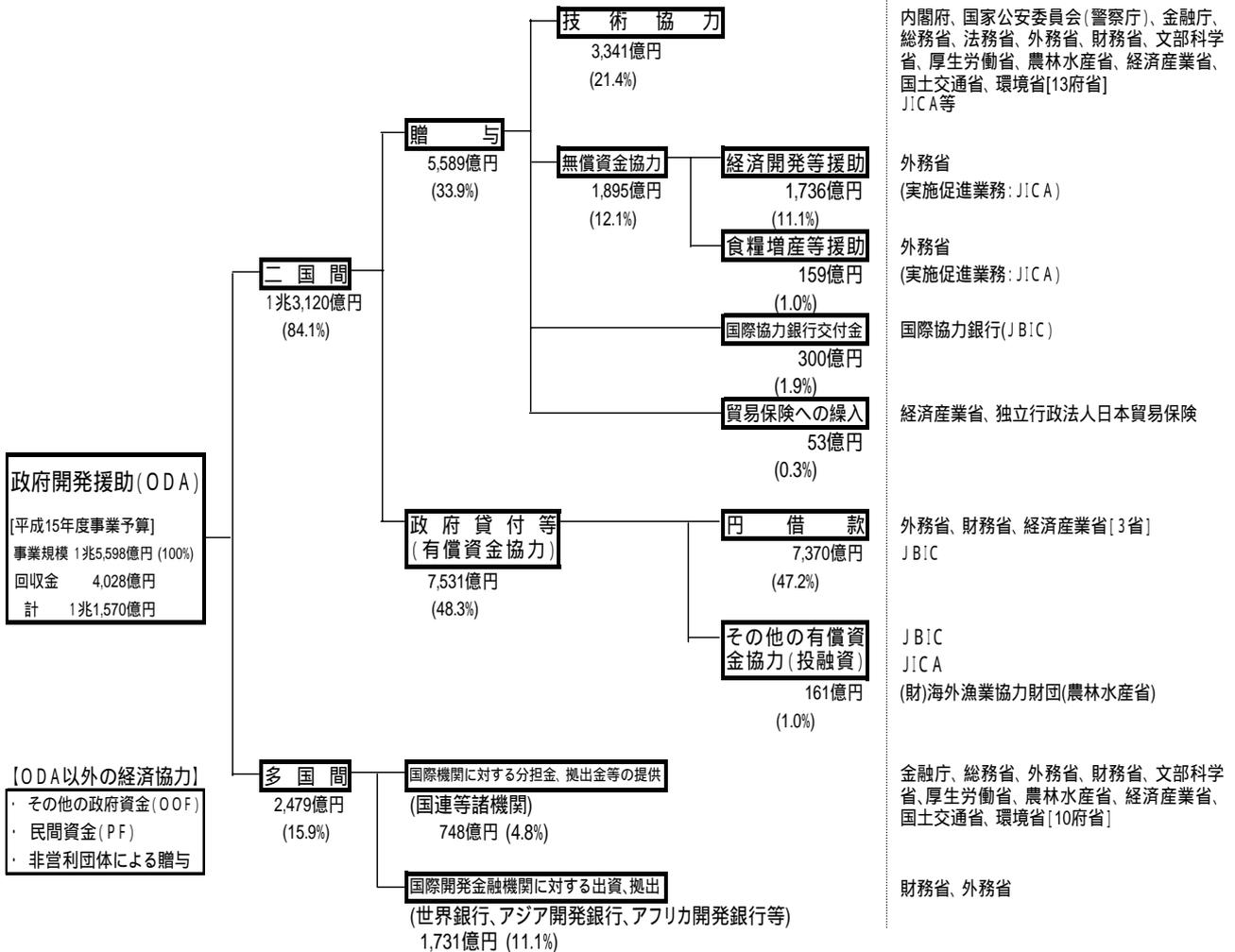
また、同計画を受け、JBICが行う海外投融資業務について廃止することとし、平成14年度以降は、13年度末までに承諾済みの案件又はそれらと継続的な性格を有する案件に限り、出融資を行うこととされた。

図 1 政府開発援助（ODA）の体系・実施体制

DAC経済協力区分

ODAの形態区分

企画・立案、実施に当たる府省・機関



(注) 1 外務省の資料に基づき当省が作成した。  
 2 「国際協力銀行交付金」は、債務救済無償資金協力の廃止に伴う振り替えであり、「二国間贈与」に計上されている。

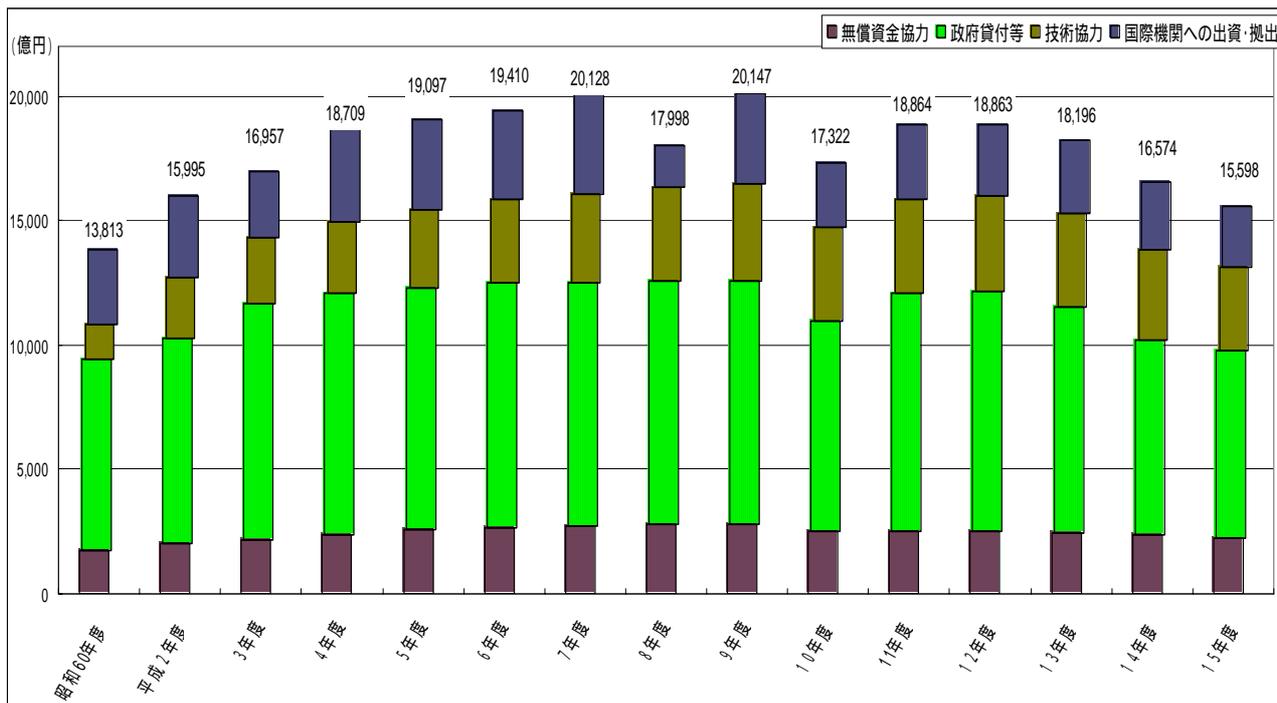
2 政府開発援助（ODA）予算

政府開発援助（ODA）に係る政府全体の予算（事業予算(注)）の推移をみると、援助開始以来増加を続け、図 - 2 - のとおり、平成9年度のピーク時には2兆147億円に達している。

しかし、国内の経済情勢の変化等に伴い、平成10年度以降は、「財政構造改革の推進について」（平成9年6月3日閣議決定）において予算削減が求められ、また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年6月25日閣議決定）において「予算規模を見直す」とされたことなどを受け減少傾向にあり、15年度には1兆5,598億円（ピーク時に比べ約23パーセント減少）となっている。

(注) 「事業予算」とは、政府開発援助（ODA）に係る一般会計予算、円借入の原資となる財政投融資資金からの借入れ、国際機関に対する国債による払込み、各府省の特別会計予算等を加えたものである。

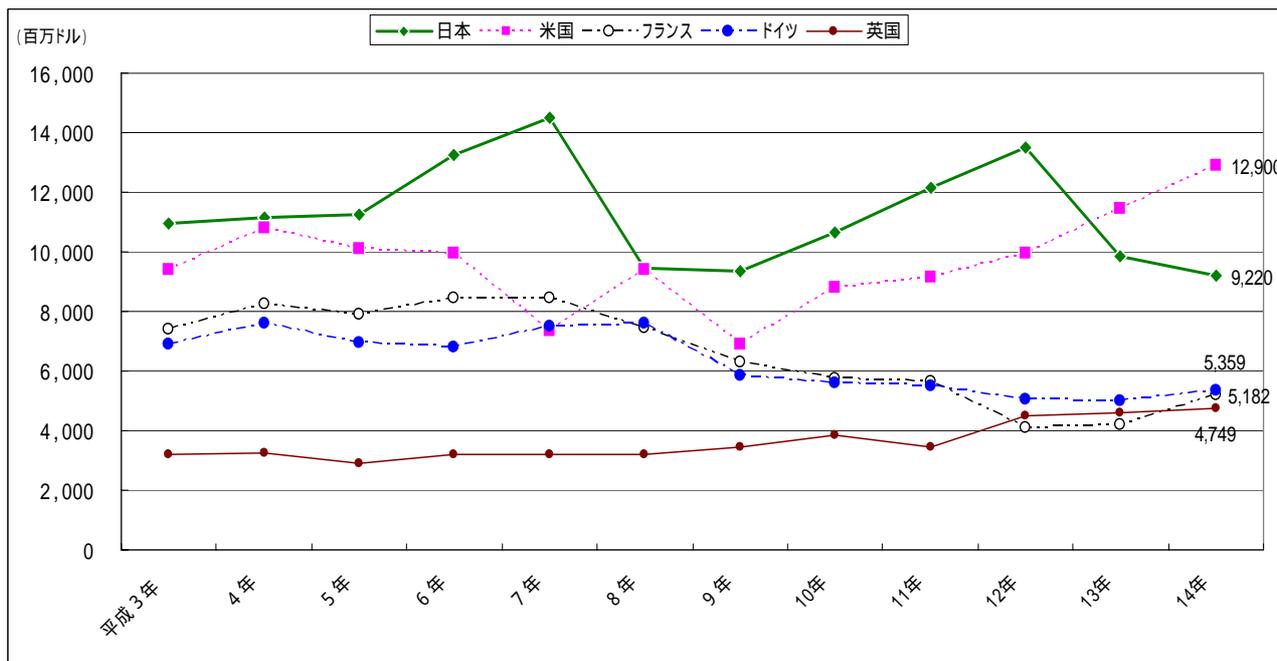
図 - 2 - 政府開発援助（ODA）予算（事業予算）の推移



(注) 1 外務省等の資料に基づき当省が作成した。  
 2 予算（事業予算）額は、当初予算額であり、回収金を算入しない事業規模ベースである。

ちなみに、開発援助委員会（DAC）加盟の援助額上位5か国の推移をみると、図 - 2 - のとおり、日本は、開発援助委員会（DAC）加盟国22か国中、平成3年以降10年連続して世界第1位であったが、13年には米国に次ぐ世界第2位の援助供与国となっている。

図 - 2 - 開発援助委員会（DAC）加盟の援助額上位5か国の推移



(注) 開発援助委員会（DAC）の資料に基づき当省が作成した（援助供与額は支出純額ベース）。

### 3 日本の政府開発援助（ODA）における総合性確保

日本の政府開発援助（ODA）は、前述のとおり、技術協力、無償資金協力、有償資金協力等複数の形態で、外務省を始めとする13府省や実施機関であるJICA、JBIC等多数の機関により実施されている。

このことから、政府開発援助（ODA）については、ODA大綱や「政府開発援助に関する中期政策」（平成11年8月10日閣議報告。以下「中期政策」という。）等の政府の基本方針において、有償資金協力、無償資金協力及び技術協力の特性の活用と有機的連携、

政府全体を通じた効果的・効率的な連携及び調整のシステムの確立、政策の企画と実施の有機的な連関を確保するための政府と実施機関（JICA及びJBIC）との連携の強化などが掲げられているなど、政府全体として総合的に推進することが強く求められている。

また、新ODA大綱においては、各種の連携・調整等に係る基本的な方針が示されている（注）。

今後は、中期政策の見直しや国別援助計画の新規策定・見直しの中で、順次、新ODA大綱で示された基本的な方針を具体化する方策が示されるものとみられる。

（注）「政府開発援助大綱」（平成15年8月29日閣議決定） - 抄 -

・ 援助政策の立案及び実施

1. 援助政策の立案及び実施体制

(1) 一貫性のある援助政策の立案

この大綱の下に、政府全体として一体性と一貫性をもってODAを効率的・効果的に実施するため、基本方針で述べたような国際社会における協調と連携も視野に入れつつ、中期政策や国別援助計画を作成し、これらにのっとったODA政策の立案及び実施を図る。

これらの中期政策や国別援助計画に従い、有償・無償の資金協力及び技術協力の各援助手法については、その特性を最大限生かし、ソフト、ハード両面のバランスに留意しつつ、これらの有機的な連携を図るとともに、適切な見直しに努める。

(2) 関係府省間の連携

政府全体として一体性と一貫性のある政策を立案し、実施するため、対外経済協力関係閣僚会議の下で、外務省を調整の中核として関係府省の知見を活用しつつ関係府省間の人事交流を含む幅広い連携を強化する。そのために政府開発援助関係省庁連絡協議会などの協議の場を積極的に活用する。

(3) 政府と実施機関の連携

政府と実施機関（国際協力機構、国際協力銀行）の役割、責任分担を明確にしつつ、政策と実施の有機的な連関を確保すべく、人事交流を含む両者の連携を強化する。また、実施機関相互の連携を強化する。

(4) (略)

(5) 政策の決定過程・実施における現地機能の強化

援助政策の決定過程・実施において在外公館及び実施機関現地事務所などが一体となって主導的な役割を果たすよう、その機能を強化する。(略)

(6) 内外の援助関係者との連携

国内のNGO、大学、地方公共団体、経済団体、労働団体などの関係者がODAに参加し、その技術や知見をいかすことができるよう連携を強化する。また、開発途上国をはじめとして、海外における同様の関係者とも連携を図る。さらに、ODAの実施に当たっては我が国の民間企業の持つ技術や知見を適切に活用していく。

#### 4 政府開発援助（ODA）の特性

日本の政府開発援助（ODA）は、

公費の支出が第一義的に日本国民以外を益するために行われる、

対象事業の実施主体が基本的に被援助国であるため、事業の完成や効果の発現について、日本がそのすべてを統制することができない（政府開発援助（ODA）対象事業に係る目的達成や効果の発現には、被援助国の自助努力による影響が大きく、また、想定できない政策変更等の事情変更などが影響する。）

直接の実施結果や成果・効果が海外において現れるものであり、また、援助効果の発現には一定の期間を要するものであるため、事業経過や事業実施後の結果及び成果・効果の発現状況に関する確認が容易でない、

などの特性を有している。

また、政府開発援助（ODA）については、政策レベルにおいて個々の活動と最終目標との因果関係を定量的に把握することが困難であるとされているなど、確立された評価手法はないとされている、

このため、本評価については、これらの特性を踏まえ、評価の観点や政策効果の把握の手法に留意し実施することとした。

## 政策効果の把握の手法及びその結果

政府開発援助（ODA）全体の成果・効果及び課題を把握し、課題解決のための方策・方法を分析・検証した結果は、以下のとおりである。

### 1 政府開発援助（ODA）の「必要性」、「有効性」及び「効率性」

#### (1) 政府開発援助（ODA）の「必要性」

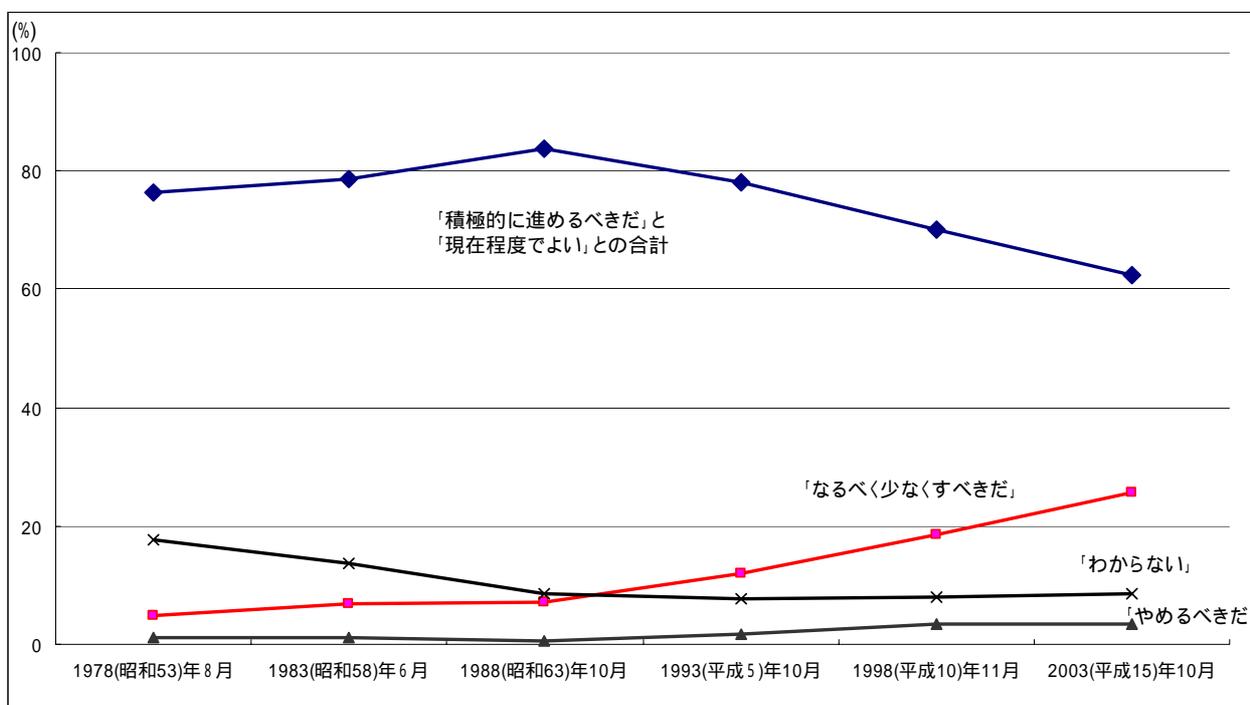
政府開発援助（ODA）の「必要性」について、世論の動向の把握、各種の文献や審議会答申等のレビューを行った結果、次のとおり、否定する意見等は少数であり、世界の安定・平和等の国際的な利益や、外交その他の国益の実現のためにもその「必要性」を主張するものが大勢を占めている。

#### ア 世論の動向

内閣府が毎年実施している「外交に関する世論調査」の結果をみると、今後の経済協力について、「積極的に進めるべきだ」とする回答と「現在程度でよい」とする回答との合計が毎年60パーセント以上を占めており、「やめるべきだ」とする回答は5パーセント未満で推移している。ただし、我が国の厳しい経済財政事情等を反映して、「なるべく少なくすべきだ」とする回答が近年増加傾向にある（図 - 1 - 参照）。

ちなみに、経済協力を「積極的に進めるべき」理由として多く挙げられているものは、「開発途上国の安定に貢献し、世界の平和に役立つから」、「先進国として開発途上国を助けるのは人道上的義務だから」である。（詳細については、資料1参照）

図 - 1 - 「今後の経済協力のあり方」（「外交に関する世論調査」（内閣府））



(注)「外交に関する世論調査」(内閣府)の結果に基づき当省が作成した。

## イ 文献、審議会答申等のレビュー結果

政府開発援助（ODA）の「必要性」に関する意見等を把握するため、各種文献（98文献）（注1）並びに国会決議、各種審議会答申、政党及びその他団体による意見等（40件）（注2）をレビューした結果、その「必要性」自体を否定するものはなく、世界の安定・平和等の国際益や、外交その他の国益の実現のための政府開発援助（ODA）の在り方を論じているものが主流である。例示すると、次のとおりである。

「我が国の国際貢献と外交政策の柱である政府開発援助（ODA）は、開発途上国の発展を促すことによって、国際社会の安定と平和に重要な役割を果たしてきた。また、世界では今なお多数の人々が飢餓と貧困に苦しむ一方、環境、人口、エイズ、麻薬等の地球規模の課題が山積する状況にかんがみると、ODAを通じてこれらの課題に積極的に取り組むことは、先進国の一員としての責務と思われる。」（「政府開発援助に関する決議」（第145回国会・参議院行政監視委員会：平成11年8月2日））

「ODAは単なる「人助け」ではない。わが国にとって安定した国際環境を確保するためにとり得る最も重要な政策手段である。（略）

高度に相互依存関係の発達した現代の世界の中でも、わが国は特に世界の経済と福祉の向上に大きな貢献をすべき立場にある。資源の少ないわが国はそれだけ各国との協力関係が必要である。また、ODAは最終的には貿易と投資の流れを増やし、安定化させ、わが国の経済利益につながっていく。」（「わが国のODA戦略について」（小泉総理の私的懇談会「対外関係タスクフォース」：平成14年7月25日））

「わが国が、将来にわたり貿易立国として生存し繁栄していくためには、世界平和の実現、世界各国との友好関係の維持を図ることはもとより、貿易・投資等の経済活動の維持・発展が必須の条件となっている。わが国にとってODAは、これらの諸目的を実現するための極めて重要な手段である。」（「ODA大綱見直しに関する意見」（社団法人日本経済団体連合会：平成15年4月22日））

（注1） 「ODA・政府開発援助」、「国際協力」、「開発援助政策」、「開発経済学」、「NGO（Non-Governmental Organization；援助活動を行う民間団体）」などをキーワードとして、国立国会図書館検索サービス等により、書名等を検索し、入手できた書籍、雑誌、論文等

（注2） 各種審議会等の答申等：原則として、平成10年度以降に、政府開発援助（ODA）について答申等を行っているもの（なお、政府開発援助（ODA）の総合性に係る答申等については、10年度以前のものも含む。）

国会・政党及びその他団体による答申等：平成10年度以降の国会決議、委員会報告、各政党による提言、経済団体連合会の提言等

## (2) 政府開発援助（ODA）の「有効性」

政府開発援助（ODA）の「有効性」について、既往の評価結果報告書や各種文献等のレビュー、政府開発援助（ODA）関係の国内外の行政機関、実施機関、関係者等からの意見聴取及び個別事業の現地調査により検証した結果、次のとおり、総じて効果があると評価されている。

なお、個別の事業（プロジェクト）の中には、個々の事業の効果の有無や、事業から派生する負の影響（環境や住民生活に対する悪影響）をめぐる批判・指摘があるものもみられる。

## ア 量的目標の達成

我が国は、昭和52年度から平成9年度にかけて、政府開発援助（ODA）の量的目標としての中期目標を5次にわたり設定し、主に援助量の拡大を図った。その結果、当該目標をほぼ達成（通算目標達成率約96パーセント。表 - 1 - 参照）し、また、平成3年度から12年度までの間、援助規模において世界第1位となっている。

なお、政府開発援助（ODA）については、我が国の厳しい経済財政事情等を反映し、「財政構造改革の推進について」において、「量的目標を伴う新たな中期目標の策定は行わないこととする」とされた。

表 - 1 - 第1次から第5次までの政府開発援助中期目標の概要

| 目 標 名<br>(目標設定年月日)           | 目 標 値 (目標年)                       | 実績値 (当該実績達成年)                        | 達 成 率         |
|------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|---------------|
| 第1次中期目標<br>(昭53.7.12)        | 28.4億ドル(昭55年)                     | 33.5億ドル(昭55年)                        | 117.73%       |
| 第2次中期目標<br>(昭56.1.23)        | 213.6億ドル(昭56～60年)                 | 180.7億ドル(昭56～60年)                    | 84.60%        |
| 第3次中期目標<br>(昭60.9.18)        | 400億ドル(昭61～平2年)<br>(76.0億ドル(平2年)) | 401.4億ドル(昭61～平2年)<br>(90.69億ドル(平2年)) | 100.28%       |
| 第4次中期目標<br>(昭63.6.14)        | 500億ドル(昭63～平4年)                   | 492.71億ドル(昭63～平4年)                   | 98.54%        |
| 第5次中期目標<br>(平5.6.25)         | 700～750億ドル(平5～9年)                 | 577.84億ドル(平5～9年)                     | 82.55%<br>(注) |
| 第1次～第5次の通算目標達成率(各目標達成率の幾何平均) |                                   |                                      | 約96%          |

(注) 1 外務省の資料に基づき当省が作成した。

2 「第5次中期目標」における量的目標の達成率には、平成8年度以降の大幅な円安、当該目標期間の円借款の回収金の増加、国際金融機関への出資金の減少(8年度)などが影響しているものとみられる。

3 詳細については、資料2 - 1参照

## イ 諸外国及び国際機関による評価等の結果

経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）は、各加盟国及び全体の開発協力活動の向上を図るため、定期的に（おおむね3年に1度の割合）加盟国相互による審査を実施してきており、日本の政府開発援助（ODA）に係る審査の結果をみると、「マクロレベルの観点からみて、日本の活動はASEAN及びその他のアジア諸国のかなりの成功に貢献してきたといえよう（平成8年3月）」とされているなど、一定の評価を得ている。

また、日本が貿易・投資と連携したODAを進めることで目覚ましい発展に貢献してきたとされている(注)東アジア地域の発展について、世界銀行や主要な援助国から「東アジアの奇跡」として評価されており、日本の政府開発援助（ODA）が一定の評価を受けていることがうかがえる（詳細については、資料2 - 2参照）。

(注)「東アジア諸国は、わが国ODAの半分以上が実施されてきた地域です。わが国は、歴史的、地理的な関係のみならず、政治・経済両面においても、密接な相互依存関係を有する東アジア地域を重視し、ODAによる経済インフラ整備等を通じた民間投資や貿易の活性化を図るなどODAと投資・貿易が連携した経済協力を進めることで同地域の目覚まし

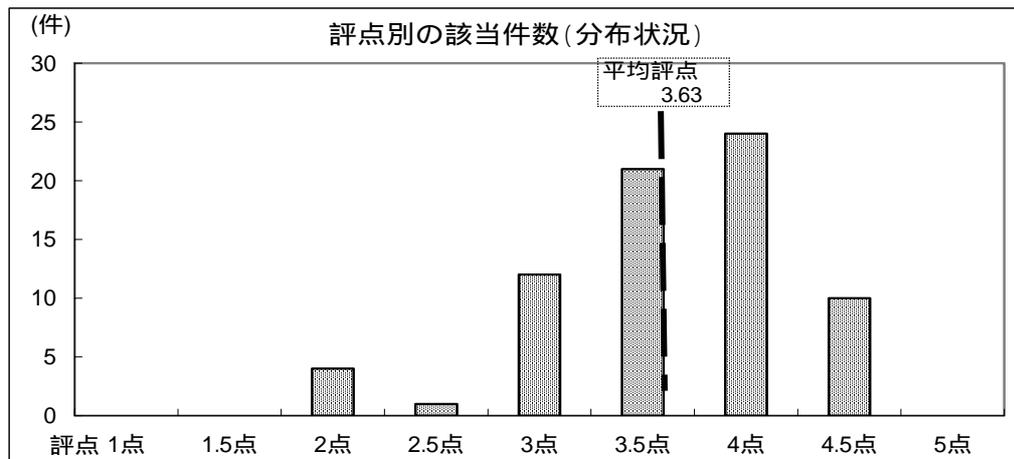
い発展に貢献してきました。実際、同地域は高い経済成長を成し遂げ、今ではシンガポールや韓国のように被援助国から援助国へと移行した国も現れています。」(「政府開発援助(ODA)白書2002年版」(平成15年4月外務省))

#### ウ 内部評価等の結果

政府開発援助(ODA)については、従来から、外務省、JICA及びJBICが主体となって、個別の事業(プロジェクト)を中心とした事後評価を実施しているが、政府開発援助(ODA)全体の効果等を総括的に評価している例は少ない。そうした中で、外務省の平成12年度分の在外公館による評価(プロジェクト評価)結果72件について、同省の「外部有識者評価フィードバック委員会」(13年12月発足)が試行的に評点化(レーティング。1点から5点までの評点を付与すること。)を行った結果では、総合評点の平均は3.63点であり、「全体として比較的高い評価結果となっている」とされている(表 - 1 - 参照)。

表 - 1 - 平成12年度分の在外公館による評価の結果のレーティング(総合評点方式)

| 評点    | 1点    | 1.5点 | 2点   | 2.5点 | 3点    | 3.5点  | 4点    | 4.5点  | 5点 | 合計   |
|-------|-------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|----|------|
| 件数(件) | 0     | 0    | 4    | 1    | 12    | 21    | 24    | 10    | 0  | 72   |
| 構成比   | 0%    | 0%   | 5.5% | 1.4% | 16.7% | 29.2% | 33.3% | 13.9% | 0% | 100% |
| 平均評点  | 3.63点 |      |      |      |       |       |       |       |    |      |



- (注) 1 外務省の資料に基づき当省が作成した。  
 2 「総合評点方式」とは、3人以上の評価者が、DAC(開発援助委員会)の評価5項目(妥当性、有効性(目標達成度)、効率性、インパクト及び自立発展性)及び総合評価の6つの観点に従って、それぞれの評価案件を、5段階で評点したものを平均したものである。「外部有識者評価フィードバック委員会」(外務省経済協力局内に平成13年12月発足。委員5名)が実施した。  
 3 詳細については、資料2-3参照

また、外務省が第三者(有識者、コンサルタント等)に委託して行っている国別評価や特定テーマ評価等の結果においても、教訓とすべきものや課題とされるものが多々提言されているものの、総じて、結論としては、「効果がある」、「有効である」とされているものがほとんどである。

## エ 被援助国における認識

当省が、インドネシア、カンボジア、タイ、ベトナム及びタンザニアにおいて、政府開発援助（ODA）の関係者（行政機関、現地NGO、国際機関現地事務所等）に意見聴取等を行った結果、日本の政府開発援助（ODA）については、専ら、援助量の多さ、対象範囲（分野）の広範囲性などから、全体的に「効果あり」としているものや「貢献している」といった認識が主流であった（詳細については、資料2 - 4参照）。

## オ 国別評価における定量評価の試行

外務省は、ベトナム、ニカラグア、中国及びバングラデシュに係る国別評価において、マクロ計量モデルによる回帰分析等の手法により、政府開発援助（ODA）のマクロ経済指標押上げ効果の測定を試行し、いずれも、政府開発援助（ODA）の供与が当該国のGDP（国内総生産）の成長に一定程度貢献しているとの結果を得ている。

しかし、この国別評価において用いられている手法については、経済成長の様々な要因から日本の政府開発援助（ODA）のみを取り出して貢献度を把握することが困難であることから、（ ）日本を含むすべての援助国・機関等による援助全体の貢献度をもって効果算定が行われているもの、（ ）他の援助国・機関等の援助の効率や資金協力と技術協力との効率がすべて同一であるとの前提を置いて効果算定が行われているものなど、様々な前提を置いて効果算定が行われている。また、その算定結果は、あくまで、全体的な効果を示す一つの参考要素に過ぎないものとされており、いずれの国別評価においても、定性的な評価手法も併せて全体の結論が導き出されている（詳細については、資料2 - 5参照）。

## カ 個別の事業（プロジェクト）における効果

以上のとおり、日本の政府開発援助（ODA）については、総じて効果があると評価されているものの、個別の事業（プロジェクト）の段階で見ると、次のとおり、効果が十分に発現していないものなどがみられる。

会計検査院においては、昭和62年度から日本の政府開発援助（ODA）の検査を開始しており、平成8年度以降の検査結果をみると、毎年度7か国から13か国の計70件から115件の事業（プロジェクト）（円借款、無償資金協力及びプロジェクト方式技術協力（注）によるもの）を検査の対象としており、毎年度、「援助の効果が十分に発現していない」としているものを4件から5件指摘している（詳細については、資料2 - 6参照）。

また、当省が各種の文献等をレビューした結果においても、環境面や住民生活面から、個別の事業（プロジェクト）に批判的な意見がみられる。

（注）JICAが実施している技術協力の一形態で、専門家派遣、研修員受入れ及び機材供与の三形態を組み合わせる一つの事業（プロジェクト）としたものであり、平成14年度からは、研究協力などと統合され「技術協力プロジェクト」とされた。

(3) 政府開発援助（ODA）の「効率性」

政府開発援助（ODA）の「効率性」については、次のとおり、個別事業（プロジェクト）の評価の一部において定量的評価が行われているが、分野・援助形態レベル（施策レベル）及び国レベル・分野横断的な課題レベル（政策レベル）の「効率性」については、一部の国別評価において定量的な評価が試行されているものの、全体として、効率性についての定量的な評価手法は確立されておらず、政府開発援助（ODA）全体の「効率性」について評価することは困難なものとなっている。

J B I C は、個々の円借款案件について、従来から、案件採択時の審査及び事後評価の際に内部収益率（IRR：Internal Rate of Return）（注1）を算定しているが、内部収益率の算定のみでは把握できない効果も多いこと、また、内部収益率の計算根拠となる統計・データの入手が困難であることなどの制約があることから、この算定結果はあくまでも便益を把握するための参考指標の一つとして位置付けている。

（注1）「内部収益率（IRR）」とは、プロジェクトの「費用」と「便益」を現在価値に直し、「費用」の現在価値の総和と「便益」の現在価値の総和をひとしくするような利子率のことであり、当該内部収益率はプロジェクトの収益性を測るものである。

これに対し、例えば、外務省の委託による「ベトナム国別評価」（平成14年3月財団法人国際開発センター）においては、日本の対ベトナム援助全体の「効率性」について、上記の内部収益率の考え方を応用し、「マクロ的内部収益率」が試行的に算出されている（注2）。

しかし、政府開発援助（ODA）の「効率性」の算定において、何を便益と考えるかについては、必ずしも一般に合意された考え方がないとされている。また、当該国別評価における日本の政府開発援助（ODA）の効率性の算定においては、GDP（国内総生産）の押し上げ効果を「便益」としているが、これは、前述(2)オのとおり、各種の前提を置いた算定結果となっており、全体的な評価の参考要素の一つに過ぎないものとなっている（詳細については、資料3参照）。

（注2）ベトナムに対する日本の政府開発援助（ODA）（平成3年度から12年度までの間）の「マクロ的内部収益率」を約19パーセントと算出（同期間の日本の政府開発援助（ODA）の供与総額を「費用」として、GDP（国内総生産）の押し上げ効果1.57パーセントを「便益」として試算）

一方、当省による文献等レビューの結果によれば、日本の政府開発援助（ODA）の「効率性」については、企画・立案及び実施部門が多数の府省・機関に分散されていることにより非効率なものとなっている可能性がある旨の指摘がみられる。

以上のように、日本の政府開発援助（ODA）については、「必要性」、「有効性」及び「効率性」の観点から各種意見等や既往の評価結果等を全体的に概観した結果では、一定の評価は得られているが、個別の事業（プロジェクト）の中には、当初期待された効果が発現していないものがみられること、また、政府開発援助（ODA）が多数の府省等に分散されていることにより非効率となっている可能性がある旨の指摘がみら

れることもあり、政府開発援助（ODA）をより一層効果的かつ効率的に実施する余地があると認められ、結果（成果）重視の援助の実現、「量」重視の政策から「質」重視の政策への転換を図る上での課題となっている。

2 政府開発援助（ODA）の「総合性確保」及び「効果の持続性（自立発展性）確保」  
 (1) 政府開発援助（ODA）の「総合性確保」及び「効果の持続性（自立発展性）確保」の必要性等

ア 政府開発援助（ODA）の「総合性確保」の必要性

政府開発援助（ODA）については、前述 - 3 のとおり、ODA大綱・新ODA大綱、中期政策等の政府の基本方針において、各種連携を強化するなど、政府全体として総合的に推進することが強く求められている。

また、ODA大綱及び中期政策に掲げられた次表 - 2 - の事項について、外務省、JICA及びJBICの既往の評価結果報告書、各種文献等における記述を把握した結果（延べ598件）「援助形態間の連携・調整」に関するものが120件（20.1パーセント）「他の援助国、国際機関、NGO等との連携等」に関するものが88件（14.7パーセント）あるなど、政府開発援助（ODA）の各種連携・調整に関するものが多くみられる。

表 - 2 - ODA大綱及び中期政策に掲げられた事項に関連する記述がある既往の評価結果報告書、文献等

(単位:件(延べ)、%)

| ODA大綱                   | 中期政策                         | 評価報告書<br>割合 | 文献等<br>割合 | 審議会<br>割合 | 答申等<br>割合 | 計<br>割合   |
|-------------------------|------------------------------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 援助形態間の連携・調整             | 各種協力形態・機関間の連携                | 94 54.3     | 6 4.2     | 20 7.1    | 7.1       | 120 20.1  |
| 他の援助国、国際機関、NGO等との連携等    | 他の援助国及び国際機関との協調、NGO等への支援及び連携 | 37 21.4     | 22 15.3   | 29 10.3   | 10.3      | 88 14.7   |
| 民間部門の活用、OOF等民間経済協力との連携等 | OOF・民間部門との連携                 | 9 5.2       | 17 11.8   | 36 12.8   | 12.8      | 62 10.4   |
| 効果的・効率的な実施体制の確保等        | 政府全体を通じた連携・調整                | 13 7.5      | 13 9.0    | 20 7.1    | 7.1       | 46 7.7    |
| 人材の養成・確保、活用             | 開発人材の育成                      | 1 0.6       | 16 11.1   | 17 6.0    | 6.0       | 34 5.7    |
| 広報・開発教育の強化              | 国民の理解と参加の促進                  | 5 2.9       | 9 6.3     | 18 6.4    | 6.4       | 32 5.4    |
| 情報公開の促進                 | 情報公開の推進                      | 3 1.7       | 5 3.5     | 17 6.0    | 6.0       | 25 4.2    |
| 案件発掘・形成調査等及び評価活動の充実     | 事前調査、モニタリング、事後評価の充実強化        | 0 0.0       | 6 4.2     | 17 6.0    | 6.0       | 23 3.8    |
| その他                     | その他                          | 11 6.4      | 50 34.7   | 107 38.1  | 38.1      | 168 28.1  |
| 計                       |                              | 173 100.0   | 144 100.0 | 281 100.0 | 100.0     | 598 100.0 |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 〇〇〇は、「総合性の確保」に関連するものである。

3 「OOF」とは、政府開発援助(OFA)に該当しない公的資金の流れ(Other Official Flows)のことである。

4 詳細については、資料4参照

イ 「効果の持続性（自立発展性）確保」の必要性

結果（成果）重視の政府開発援助（ODA）を推進するためには、その実施の結果、発現した効果が持続することが重要である。

この「効果の持続性」（自立発展性：Sustainability）は、平成3年に経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）の上級会合で採択された「ODA評価5原則」において、効率性（Efficiency）、有効性・目標達成度（Effectiveness）、

効果（Impact）、妥当性（Relevance）と並んで政府開発援助（ODA）の評価に当たって必要とされる観点とされており、政府開発援助（ODA）の特性に応じた評価の観点となっている。

なお、政府開発援助（ODA）の実施による「効果の持続性（自立発展性）」の確保は、日本の政府開発援助（ODA）の基本理念である「自助努力支援」に通ずるものである。

(2) 「効果の持続性（自立発展性）」の観点からの連携・調整の必要性に関する評価分析（教訓・課題の導出・検証結果）

限りある援助資源（予算・人員）を有効かつ効率的に使用し、援助効果の向上及び発現した効果の持続を図るためには、援助受入国の状況や需要（ニーズ）を的確に把握した上で、援助案件にふさわしい援助手法等を検討し、実施していくことが重要になってくる。

このため、援助案件の計画及び実施に当たり、どのような検討要素や援助手法を採用すれば、連携・調整などの総合性が確保され、それが援助効果の持続に結び付くのかについて、以下のとおり、分析・検証した。

ア 援助効果を持続させるための手法等と援助効果の持続に係る要因

(ア) 効果的・効率的援助を行うための手法等

効果的・効率的援助を行うための手法等を明らかにするに当たっては、これまで実施された事業の評価結果を基に、当該事業の効率性、効果の向上及び効果の持続性のためにどのような手法が採られたのか、又は採るべきだったのか、その手法がどのような役割や効果を果たすのかを検証することが有効である。

このため、各援助主体等との連携・調整及び事業実施後の「効果の持続性（自立発展性）確保」に係る教訓・課題の導出を目的として、外務省、JICA及びJBICの既往の評価結果（平成8年から15年までの間の公表分計1,591件）のレビューを行うとともに、関係府省の事業評価結果報告書の収集や、政府開発援助（ODA）対象事業の効果についての関係府省等からの聴き取り調査を行った。

その結果、関連する教訓・課題が示されている62か国延べ303件の事例が抽出され、次いで、それらの教訓・課題を分類したところ、表 - 2 - のとおり、23パターンに整理された。

このうち、総合性を確保する上での「援助形態間・各府省間の連携」、「他の援助国・国際機関との連携・協調」、「NGOとの連携」等連携・調整に関連するものが10パターンとなっている。

表 - 2 - 事例研究に基づく援助手法等に係る教訓・課題のパターン整理表

：援助手法等に係る教訓・課題のパターンが援助効果の持続等に結び付いている例  
 ：教訓・課題のパターンの手法等が採られていれば援助効果の持続等に結び付くものとみられる例

|    | 援助手法等に係る教訓・課題のパターン                       | 国数           | 件数           | 内 訳 |    | 左の<br>記<br>う、<br>細<br>研<br>事<br>例 | 連携・調整<br>関連パター<br>ン該当欄<br>(「」が該<br>当) |
|----|--|--------------|--------------|-----|----|-----------------------------------|---------------------------------------|
|    |  |              |              |     |    |                                   |                                       |
| 1  | 他の援助国・国際機関との連携・協調                        | 15           | 17           | 16  | 1  | 7                                 |                                       |
| 2  | 援助形態間の連携によるODAの包括的な実施                    | 7            | 15           | 12  | 3  | 14                                |                                       |
| 3  | 援助形態間・各府省間の連携(事業間の調整、情報の共有化等)            | 11           | 17           | 7   | 10 | 5                                 |                                       |
| 4  | NGOとの連携(NGOの(専門性)活用)                     | 9            | 12           | 9   | 3  | 7                                 |                                       |
| 5  | 南南協力の支援(被援助国との連携・調整)                     | 6            | 12           | 12  |    | 5                                 |                                       |
| 6  | 現地機関・実施機関の機能強化                           | 3            | 3            | 1   | 2  | 3                                 |                                       |
| 7  | 事業内容の変更、各種援助形態による追加支援等の弾力的・迅速な実施         | 14           | 28           | 17  | 11 | 4                                 |                                       |
| 8  | 参加型アプローチの採用                              | 13           | 15           | 14  | 1  | 1                                 |                                       |
| 9  | 被援助国政府の主体性(オーナーシップ)の涵養                   | 13           | 18           | 16  | 2  | 1                                 |                                       |
| 10 | 技術・能力に関する国際的な評価の高まりによる活動意欲の向上            | 7            | 9            | 9   |    |                                   |                                       |
| 11 | 適正なコスト分担(コストシェアリング)                      | 5            | 8            | 6   | 2  | 4                                 |                                       |
| 12 | 適正な受益者負担制度の導入                            | 2            | 3            | 3   |    | 3                                 |                                       |
| 13 | 被援助国の実施主体の成熟度に応じた援助の段階的な縮小(フェーズアウトメカニズム) | 3            | 3            | 1   | 2  | 3                                 |                                       |
| 14 | 被援助国の関連事業・関連施策等との調整                      | 4            | 13           | 7   | 6  |                                   |                                       |
| 15 | 既存組織・制度の活用                               | 5            | 7            | 7   |    | 1                                 |                                       |
| 16 | 財政負担や維持管理能力に見合った適正な規模・技術による事業の実施         | 15           | 25           | 12  | 13 | 7                                 |                                       |
| 17 | 被援助国自身による事業の実施・拡大(呼び水効果)を意図した事業実施        | 4            | 4            | 4   |    |                                   |                                       |
| 18 | 適切な運営・維持管理体制の確保                          | 17           | 35           | 24  | 11 |                                   |                                       |
| 19 | 施設・設備整備に併せた運営・維持管理技術の支援(ハード・ソフトの組合せ)     | 12           | 24           | 14  | 10 | 14                                |                                       |
| 20 | 施設・設備整備後の運営・維持管理の容易性・経済性を考慮した計画策定        | 9            | 9            | 2   | 7  | 3                                 |                                       |
| 21 | 民間経済協力との連携・協調                            | 4            | 6            | 5   | 1  | 1                                 |                                       |
| 22 | 環境影響、社会影響等負の影響の緩和                        | 2            | 2            | 2   |    | 2                                 |                                       |
| 23 | 被援助国のニーズに適合した事業の実施                       | 12           | 18           | 18  |    |                                   |                                       |
|    | 計  | 192<br>実62か国 | 303<br>実260件 | 218 | 85 | 85                                | 10パターン                                |

- (注) 1 本表は、当省が次の評価書等から導出した教訓・課題を基に作成したものである。  
 外務省：平成8年から15年までの間に公表されている「経済協力評価報告書」に掲載された評価結果 638 件  
 JICA：平成9年から15年までの間に公表されている「事業評価報告書」に掲載された評価結果 588 件  
 JBIC：平成9年から15年までの間に公表されている「円借款案件事後評価報告書」に掲載された評価結果 365 件  
 計 1,591 件  
 その他の関係府省：可能な範囲で、個別の事業評価結果報告書の収集、政府開発援助(ODA)事業の効果・成果の発現状況についての聴き取り調査等
- 2 「援助手法等に係る教訓・課題のパターン」は、該当する評価案件の評価結果(教訓・提言)等を分類したものである(実数 260 件の評価案件のうち、複数のパターンに分類されるものがあり、重複計上(303 件)している。)  
 3 「南南協力」とは、開発が比較的進んでいる中進途上国が、自国における開発経験及び人材などを活用して、開発が進んでいない後進開発途上国に対して実施している協力のことである。  
 4 「内訳( )」は、レビューした評価結果の記述等に基づき区分したものであり、該当評価案件の全体的な評価結果を示すものではない。

(4) 援助手法等と援助効果の持続に係る要因の整理（ロジック・モデル）

前述の23パターンの教訓・課題は、次のとおり、計画段階の検討要素と実施段階の援助手法とに区分される。

主に計画段階の検討要素に関するもの

「他援助国・国際機関との連携・調整」、「援助形態間の連携による政府開発援助(O D A)の包括的な実施」、「援助形態間・各府省間の連携・調整」、「NGOとの連携」等前出表 - 2 - のナンバー1から7のパターン

主に実施段階の援助手法に関するもの

「南南協力の支援」、「現地機関・実施機関の機能強化」、「事業内容の変更、各種援助形態による追加支援等の弾力的・迅速な実施」、「参加型アプローチの採用」等表 - 2 - のナンバー3から23のパターン

なお、「援助形態間・各府省間の連携・調整」、「NGOとの連携」、「南南協力の支援」、「現地機関・実施機関の機能強化」等 - 2 - のナンバー3から7の5パターンについては、「計画段階の検討要素」と「実施段階の援助手法」の双方に該当する。

また、23パターンの教訓・課題を基に、それらが達成すべき目標である援助効果の持続に必要な要因について分析すると、「被援助国の主体性（オーナーシップ）の発揮」、「移転技術レベルの維持向上及び援助施設の効果の持続」及び「事業に係る外部阻害要因の抑制」に整理される。

以上のパターン区分を整理すると、表 - 2 - のとおりとなる。

表 - 2 - 援助手法等に係る教訓・課題のパターンの区分表

|    | 援助手法等に係る教訓・課題のパターン                    | 主に計画の要素に関するもの | 主に実施の手続きに関するもの | 被援助国における効果の持続性に係る要因  |                           |                |
|----|---------------------------------------|---------------|----------------|----------------------|---------------------------|----------------|
|    |                                       |               |                | 被援助国の主体性（オーナーシップ）の発揮 | 移転技術レベルの維持・向上及び援助施設の効果の持続 | 事業に係る外部阻害要因の抑制 |
| 1  | 他の援助国・国際機関との連携・協調                     |               |                |                      |                           |                |
| 2  | 援助形態間の連携によるODAの包括的な実施                 |               |                |                      |                           |                |
| 3  | 援助形態間・各府省間の連携(事業間の調整、情報の共有化等)         |               |                |                      |                           |                |
| 4  | NGOとの連携(NGOの(専門性)活用)                  |               |                |                      |                           |                |
| 5  | 南南協力の支援(被援助国との連携・調整)                  |               |                |                      |                           |                |
| 6  | 現地機関・実施機関の機能強化                        |               |                |                      |                           |                |
| 7  | 事業内容の変更、各種援助形態による追加支援等の弾力的・迅速な実施      |               |                |                      |                           |                |
| 8  | 参加型アプローチの採用                           |               |                |                      |                           |                |
| 9  | 被援助国政府の主体性(オーナーシップ)の涵養                |               |                |                      |                           |                |
| 10 | 技術・能力に関する国際的な評価の高まりによる活動意欲の向上         |               |                |                      |                           |                |
| 11 | 適正なコスト分担(コストシェアリング)                   |               |                |                      |                           |                |
| 12 | 適正な受益者負担制度の導入                         |               |                |                      |                           |                |
| 13 | 被援助国の実施主体の成熟度に応じた援助の段階的な縮小(フェーズアウトカム) |               |                |                      |                           |                |
| 14 | 被援助国の関連事業・関連施策等との調整                   |               |                |                      |                           |                |
| 15 | 既存組織・制度の活用                            |               |                |                      |                           |                |
| 16 | 財政負担や維持管理能力に見合った適正な規模・技術による事業の実施      |               |                |                      |                           |                |
| 17 | 被援助国自身による事業の実施・拡大(呼び水効果)を意図した事業実施     |               |                |                      |                           |                |
| 18 | 適切な運営・維持管理体制の確保                       |               |                |                      |                           |                |
| 19 | 施設・設備整備に併せた運営・維持管理技術の支援(ハード・ソフトの組合せ)  |               |                |                      |                           |                |
| 20 | 施設・設備整備後の運営・維持管理の容易性・経済性を考慮した計画策定     |               |                |                      |                           |                |
| 21 | 民間経済協力との連携・協調                         |               |                |                      |                           |                |
| 22 | 環境影響、社会影響等負の影響の緩和                     |               |                |                      |                           |                |
| 23 | 被援助国のニーズに適合した事業の実施                    |               |                |                      |                           |                |

(注) 1 本表は、当省が区分し、作成したものである。  
 2 「 」印が該当する区分を示す。

以上のような援助手法等の教訓・課題のパターンとその流れを取りまとめ、別紙のロジック・モデルを作成した。

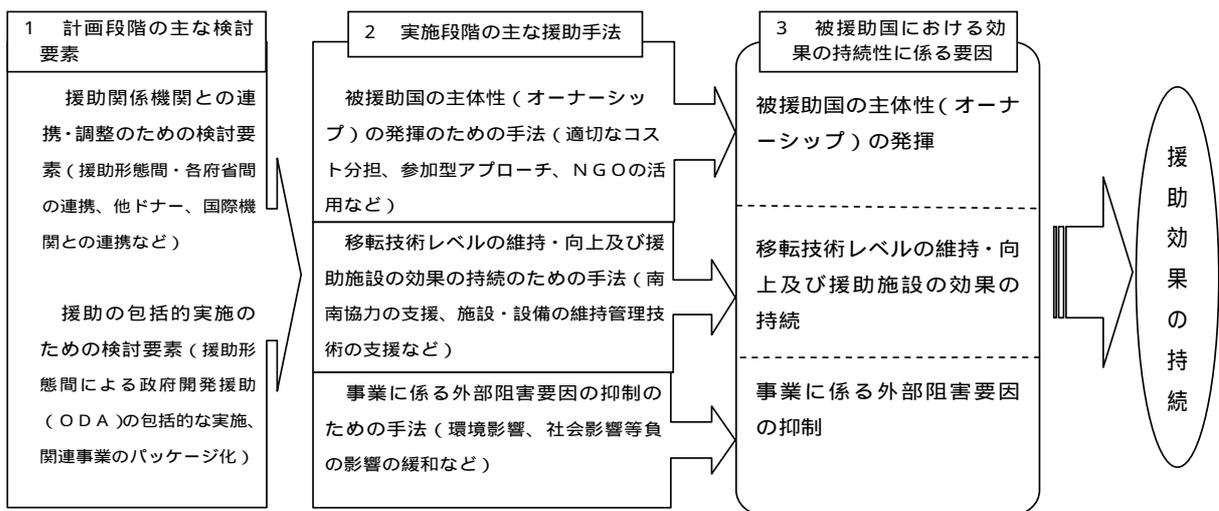
そのポイントを図示したものが図 - 2 - であり、例えば、

「計画段階の主な検討要素」である、援助形態間・各府省間の連携・調整などの検討がなされ、

施設・設備整備に併せた運営・維持管理技術の支援（ハードとソフトの組合せ）など「移転技術レベルの維持・向上及び援助施設の効果の維持のための手法」が採用されることにより、

「被援助国における効果の持続性に係る要因」の一つとしての「移転技術レベルの維持・向上及び援助施設の効果の持続」に結び付き、援助効果が持続するという流れとなる。

図 - 2 - 援助効果の持続に係る要因と援助手法等



（注）当省が評価書等を基に検証し作成した。

#### （ウ）具体例に即した検証

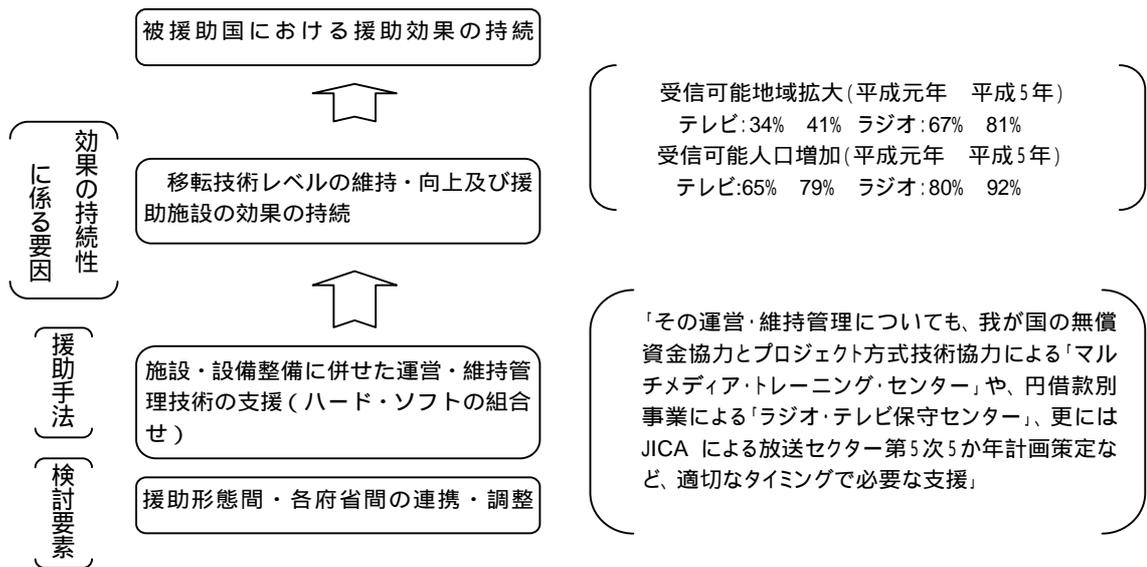
作成したロジック・モデルについて、前述の抽出事例303件の中から、日本の援助量や地域バランスを勘案し、アジア地域の国々を中心にアフリカ地域の国を加え、6か国（インドネシア、カンボジア、タイ、ベトナム、ケニア及びタンザニア）の事例計85件を抽出し、具体的に検証した結果を例示すれば、次のとおりである（詳細は資料5 - 1参照）。

<事例1>「ラジオ・テレビ放送網拡充事業 インドネシア」（援助形態：有償資金協力（円借款）、協力年度：昭和60年度から平成2年度・昭和62年度から平成4年度、供与額：計151.1億円、実施機関：JBIC）

「アイルランガ大学熱帯病センター建設計画 インドネシア」（援助形態：無償資金協力、協力年度：平成8年度、供与額：8.56億円、実施機関：外務省）

「ラジオ・テレビ放送網拡充事業」は、ラジオ・テレビの番組制作施設及び送信施設の整備を通じ、ラジオ・テレビの受信地域・人口の拡大と放送の質の向上を目的とした事業（プロジェクト）である。本事業（プロジェクト）の内容は、資機材の供給（調達・設置）が中心であったが、その運営・維持管理について、日本の無償資金協力、プロジェクト方式技術協力及び他の円借款事業などにより、受信可能地域の拡大、受信可能人口の増加など援助効果の持続に結び付いている（図 - 2 - 参照）。

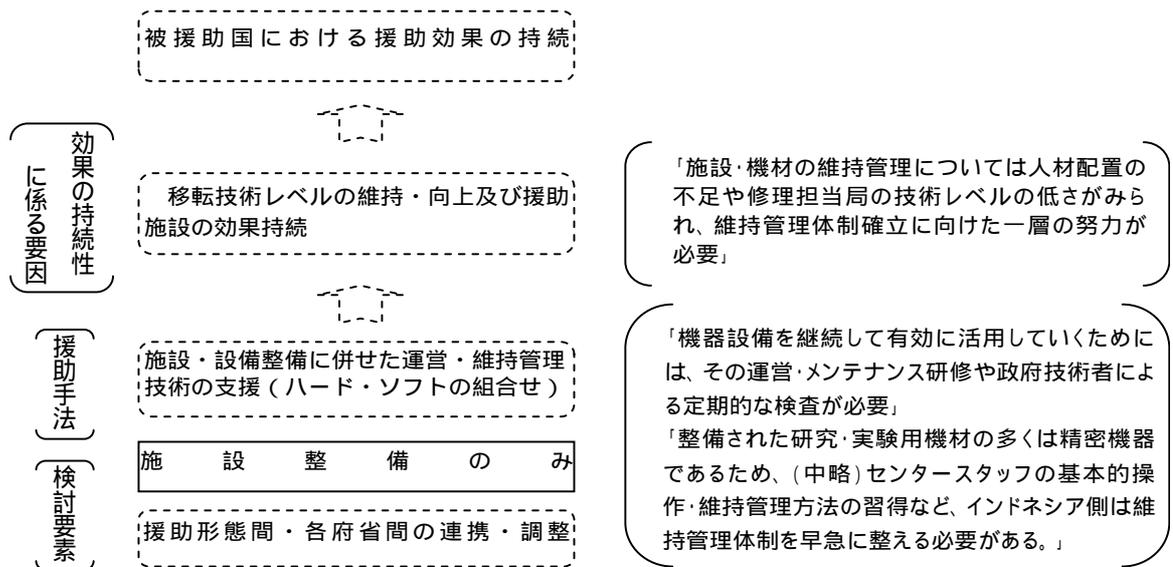
図 - 2 - 「ラジオ・テレビ放送網拡充事業」に係るフロー図



(注)「ラジオ・テレビ放送網拡充事業( )」(平成10年度机上評価・JBIC)及び当省の調査結果に基づき作成した。

これに対し、「アイルランガ大学熱帯病センター建設計画」においては、施設建設や機材整備は行われたが、それらの維持管理については、人材不足や技術レベルの低さなどのため、一部機材については故障しているものもあるとされ、「基本設計調査時から実施機関の運営・維持管理能力を十分確認する必要がある」、「機器整備を継続して有効に活用していくためには、その運営・メンテナンス研修や政府技術者による定期的な検査が必要である」などと指摘されている(図 - 2 - 参照。詳細については、資料5 - 2参照)。

図 - 2 - 「アイルランガ大学熱帯病センター建設計画」に係るフロー図



(注) 1 「---」は、当該検討要素や援助手法が採られていれば効果の持続性に係る要因に結び付くと考えられるものである(以下同じ)。

2 「アイルランガ大学熱帯病センター建設計画」(平成12年度終了時評価・14年度個別案件事後評価・JICA)に基づき当省が作成した。

<事例2> 「タイにおける中小企業振興政策」(援助形態：専門家派遣等、協力年度：平成11年度から現在まで継続中、実施機関：経済産業省、JICA、JBIC等)

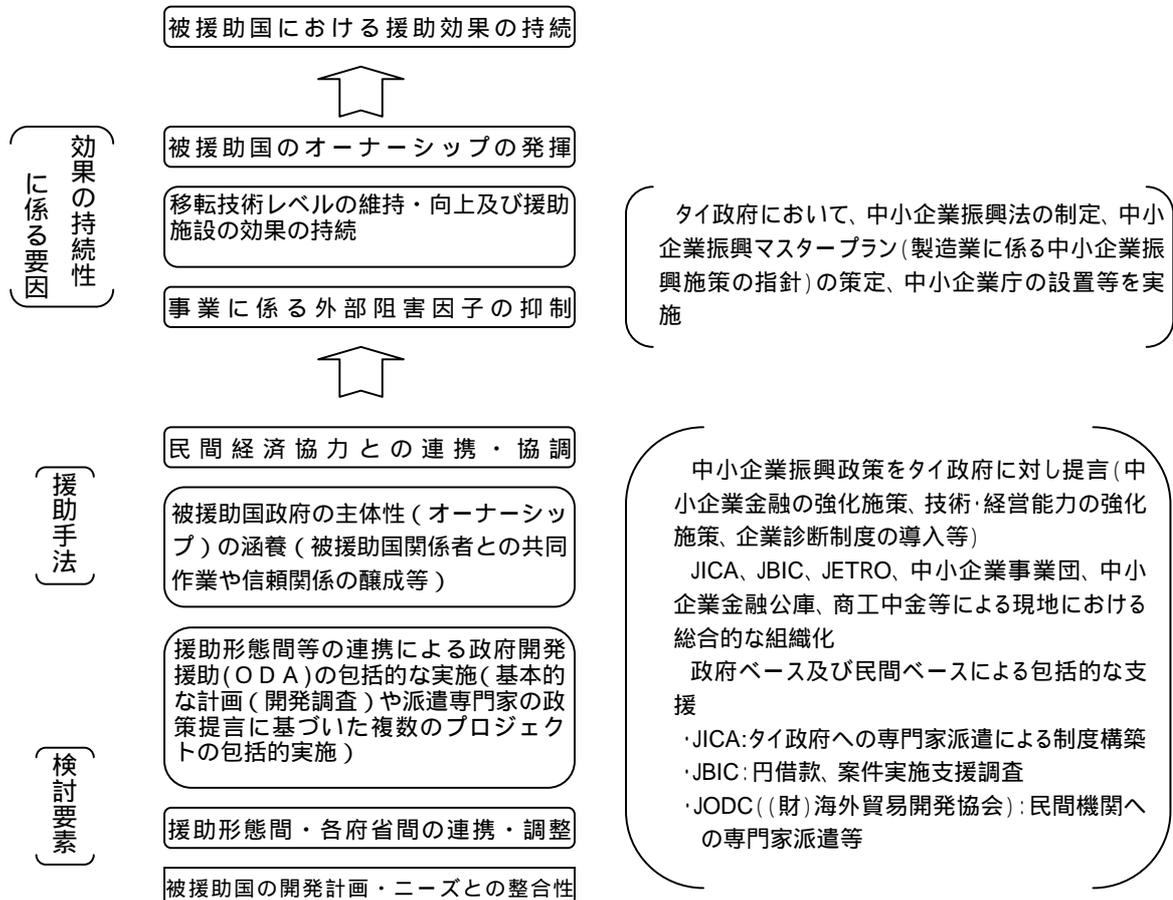
本事例は、派遣専門家による中小企業振興政策に係る提言に基づき、タイ政府が、中小企業振興法の制定、中小企業庁の設置、中小企業マスタープランの策定等の各種施策を積極的に実施しているものである。タイの中小企業振興政策については、JICA、JBIC、日本貿易振興会(現・日本貿易振興機構・JETRO)、中小企業事業団(現・中小企業総合事業団)、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等による現地における総合的な組織化の下で、日本の政府ベース及び民間ベースによる包括的な支援(注)が実施されている。

タイの中小企業振興政策に関する個別施策は現在も進行中であるが、派遣専門家の政策提言に基づく複数の施策が、日本の官民の援助実施機関の連携の下に包括的に実施されている本事例は、多くの成果を生むとともに援助効果の持続・発展が期待されている(図-2-参照。詳細については、資料5-2参照)。

(注)日本の援助実施機関の主な役割分担は、次のとおりである。

- ・ JICA：タイ政府への専門家派遣による制度構築
- ・ JBIC：工業部門強化計画(円借款)、小規模企業育成計画等
- ・ 財団法人海外貿易開発協会(JODC。経済産業省所管)：民間機関への専門家派遣等

図-2- 「タイにおける中小企業振興政策」に係るフロー図



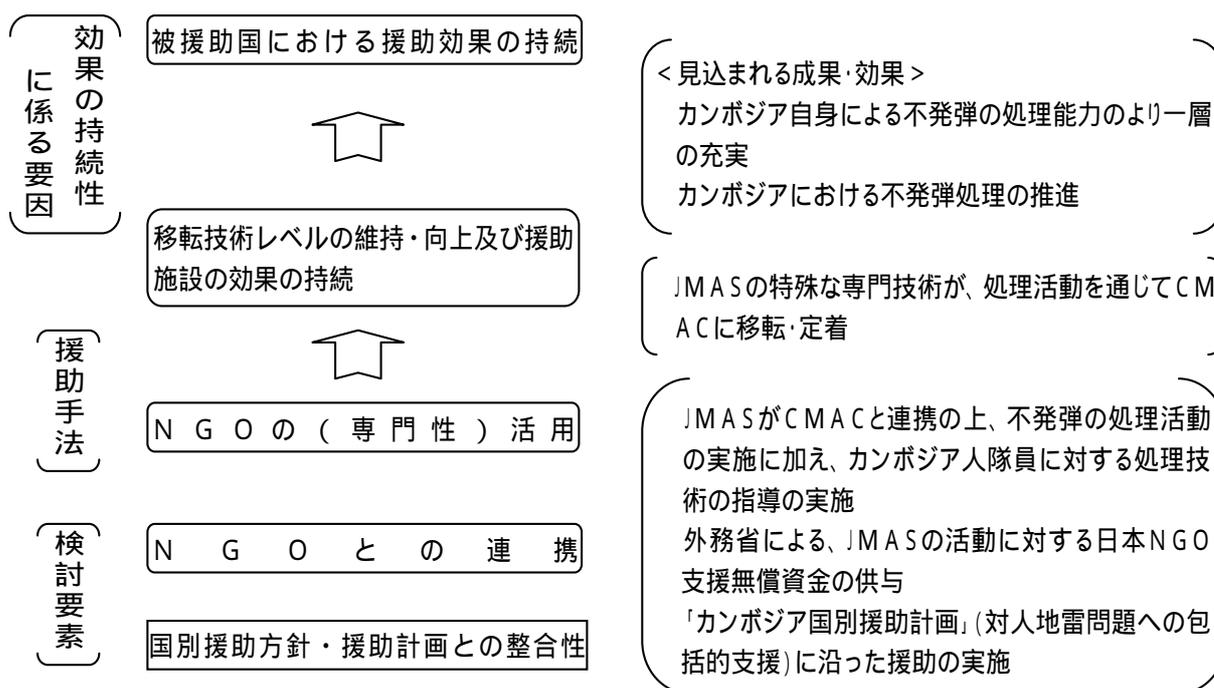
(注)当省の調査結果による。

<事例3> 「プレイヴェーン州における不発弾処理プロジェクト カンボジア」(援助形態：日本NGO支援無償資金協力、協力年度：平成14年度から現在まで継続中、供与額：0.42億円(平成14年度)、実施機関：外務省)

「灌漑及び生活用水供給路建設計画 インドネシア」(援助形態：草の根無償資金協力、協力年度：平成11年度、供与額：337万円、実施機関：外務省)

「プレイヴェーン州における不発弾処理プロジェクト」は、外務省の日本NGO支援無償資金協力を活用し、日本のNGOであるJMAS(日本地雷処理を支援する会)がカンボジアの政府機関である地雷対策センター(CMAC)と連携し不発弾処理を進めているプロジェクトである。本プロジェクトについては、日本のカンボジア国別援助計画の重点分野(対人地雷問題への包括的支援)と合致するとともに、JMASによる現地の実情に合ったきめ細やかな協力により、JMASが有する特殊な専門技術がCMACに移転・定着し、カンボジアの不発弾処理能力の一層の充実や不発弾処理の推進が見込まれている(図 - 2 - 及び資料5 - 2参照)。

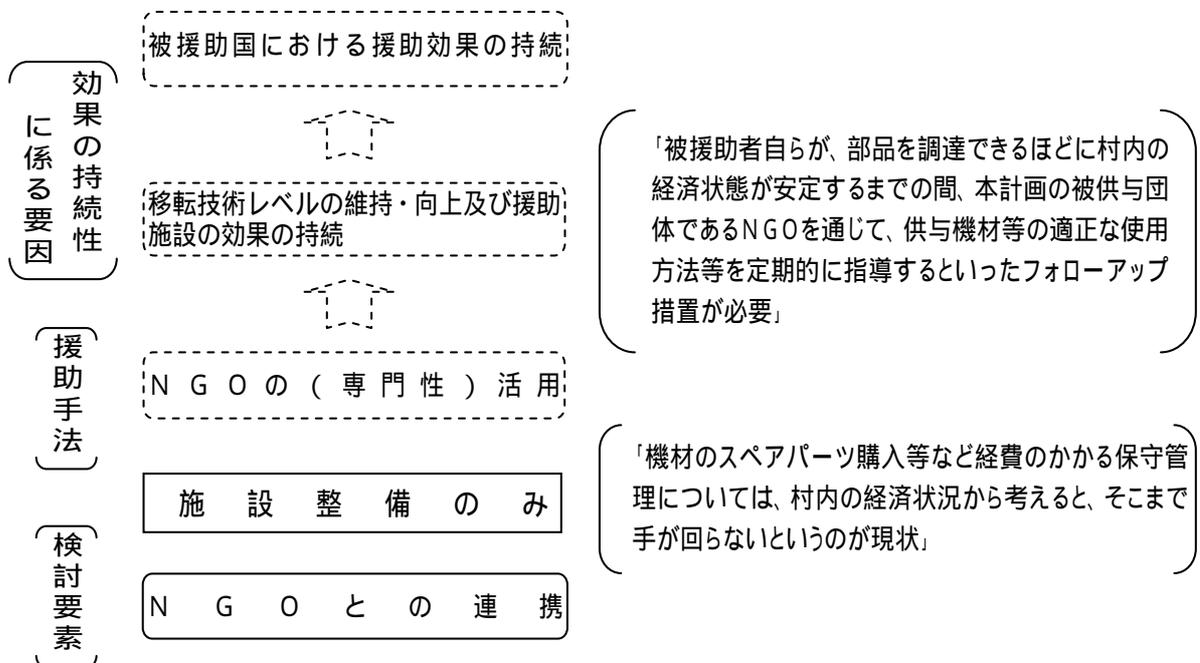
図 - 2 - 「プレイヴェーン州における不発弾処理プロジェクト」に係るフロー



(注) 当省の調査結果による。

一方、インドネシアにおける「灌漑及び生活用水供給路建設計画」は、NGOが被供与団体となって、灌漑及び生活用水供給路を建設する事業に必要な資金を草の根無償資金協力で援助しているものであるが、施設整備に係る援助のみであり、NGOを通じての施設の維持管理技術等のソフト面の指導がないため、施設完了後の維持管理に支障が生じ、評価結果報告書において、「被援助者自らが、部品を調達できるほどに村内の経済状態が安定するまでの間、本計画の被供与団体であるNGOを通じて、供与機材等の適正な使用方法などを定期的に指導するといったフォローアップ措置が必要」とされているなど、援助効果の持続性が確保されていないものとみられる事例である（図 - 2 - 参照。詳細については、資料5 - 2参照）。

図 - 2 - 「灌漑及び生活用水供給路建設計画」に係るフロー図



(注)「灌漑及び生活用水供給路建設計画」(平成12年度在外公館による評価・外務省)に基づき当省が作成した。

<事例4> 「タンザニアにおける「援助協調」の円滑な推進」

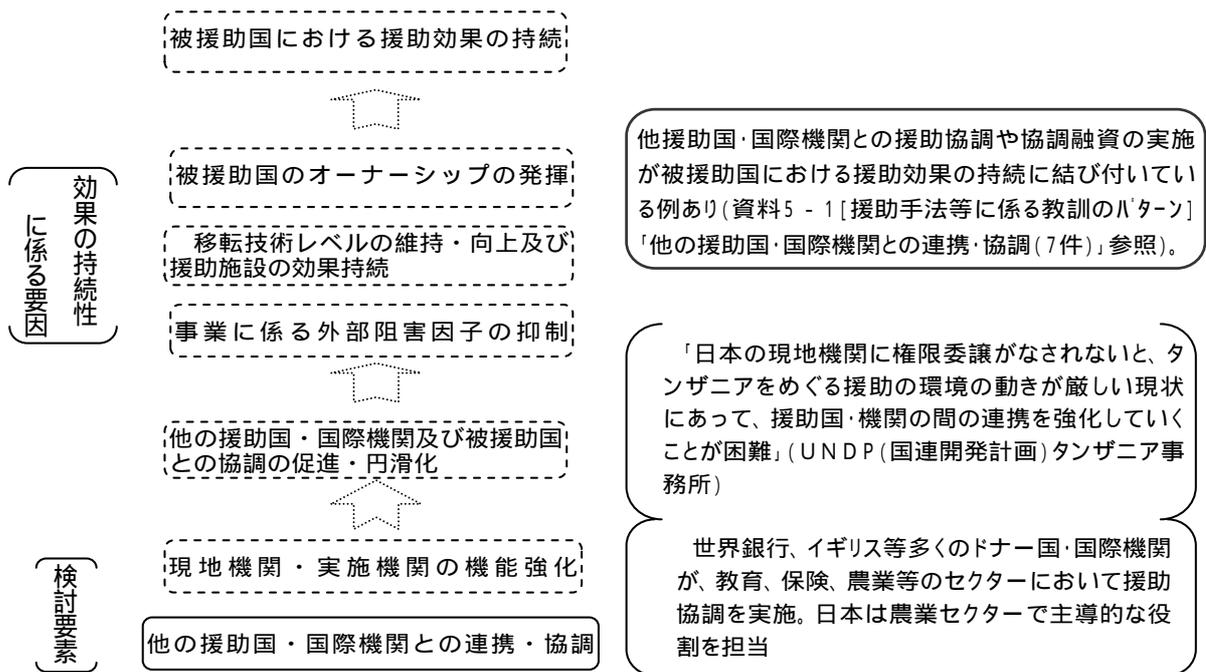
タンザニアでは、教育、保健、農業、道路等のセクター（分野）において、多数の援助国や国際援助機関（以下「援助国等」という。）が共通の政策枠組みの下に援助を行う「援助協調」が行なわれている。

特に農業セクターにおいて、日本は、リーディングドナー（ドナーグループの代表）として、事務局的な役割をも担いつつ事業を実施する等主導的な役割を果たしてきており、これに対する被援助国や他の援助国等の評価は極めて高い。また、同セクターでは、「コモン・バスケット・ファンド」（各援助国等の援助資金を一つに集めた基金）とプロジェクト型の支援を柔軟に組み合わせる形で可能な限り多くの援助国等の参加が図られている。

こうした「援助協調」においては、援助国等の間や被援助国との間での迅速な意思決定や援助の取組が求められており、多くの援助国等にあっては、事業実施の決定等に係る権限が現地機関に委譲され、援助国等の会議等での機動的な対応が可能になりつつあるが、日本の現地機関（在外公館及びJICA事務所）にあっては、在外公館に草の根無償資金協力の採択権限が賦与されている以外は、すべて本省やJICA本部の了承なしには援助の実施を決定することはできない。このため、「日本の現地機関に権限委譲がなされないと、タンザニアをめぐる援助の環境の動きが激しい現状にあって、各援助国等の間の連携を強化していくことが困難である」といった趣旨の意見を述べているもの（UNDP（国連開発計画）タンザニア事務所）もある（図 - 2 - 参照。詳細については、資料5 - 2参照）。

なお、現地機関への権限委譲について、外務省では、現地体制の強化や各国別の戦略構築等の取組とのバランスが必要であり、時間のかかる取組が必要であるとしている。

図 - 2 - 「タンザニアにおける援助協調の円滑な推進」に係るフロー図

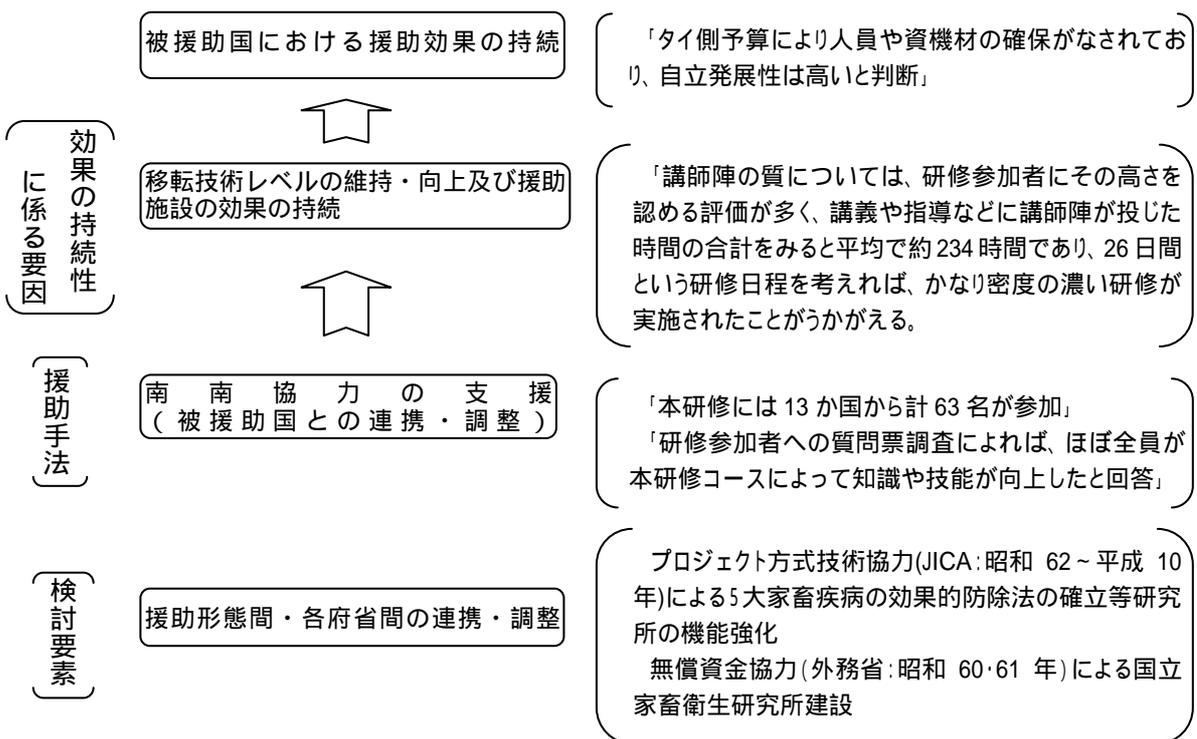


(注) 「外務省委託「平成13年度タンザニア援助実施体制評価報告書」」（平成14年3月社団法人世界経営協議会・株式会社ブイ・エス・オー）及び当省の調査結果に基づき作成した。

<事例5> 「重要家畜伝染性疾病的診断技術と防疫技術 タイ」(援助形態：第三国集団研修、協力年度：平成9年度から13年度、実施機関：JICA)

「重要家畜伝染性疾病的診断技術と防疫技術」は、タイの国立家畜衛生研究所(NIAH)が周辺国に家畜疾病的防除法に関する技術移転を図る南南協力について支援したものである。NIAHは、外務省の無償資金協力(昭和60年から61年までの間)による国立家畜衛生研究所の建設、JICAのプロジェクト技術協力(昭和62年から平成10年までの間)による5大家畜疾病的防除法の確立等研究所の機能強化に関する支援を受けており、これまでの援助で移転した技術を周辺国に普及できる段階まで技術や普及能力が向上している。この南南協力の支援で、NIAHに更なる重要家畜伝染性疾病的に関する技術や周辺国への普及技術が移転されるとともに、周辺国にも日本の政府開発援助(ODA)で移転した技術が普及された。NIAHは、タイ側予算により人員や資機材が確保されており、自立発展性が高いと評価されている(図-2-参照。詳細については、資料5-2参照)。

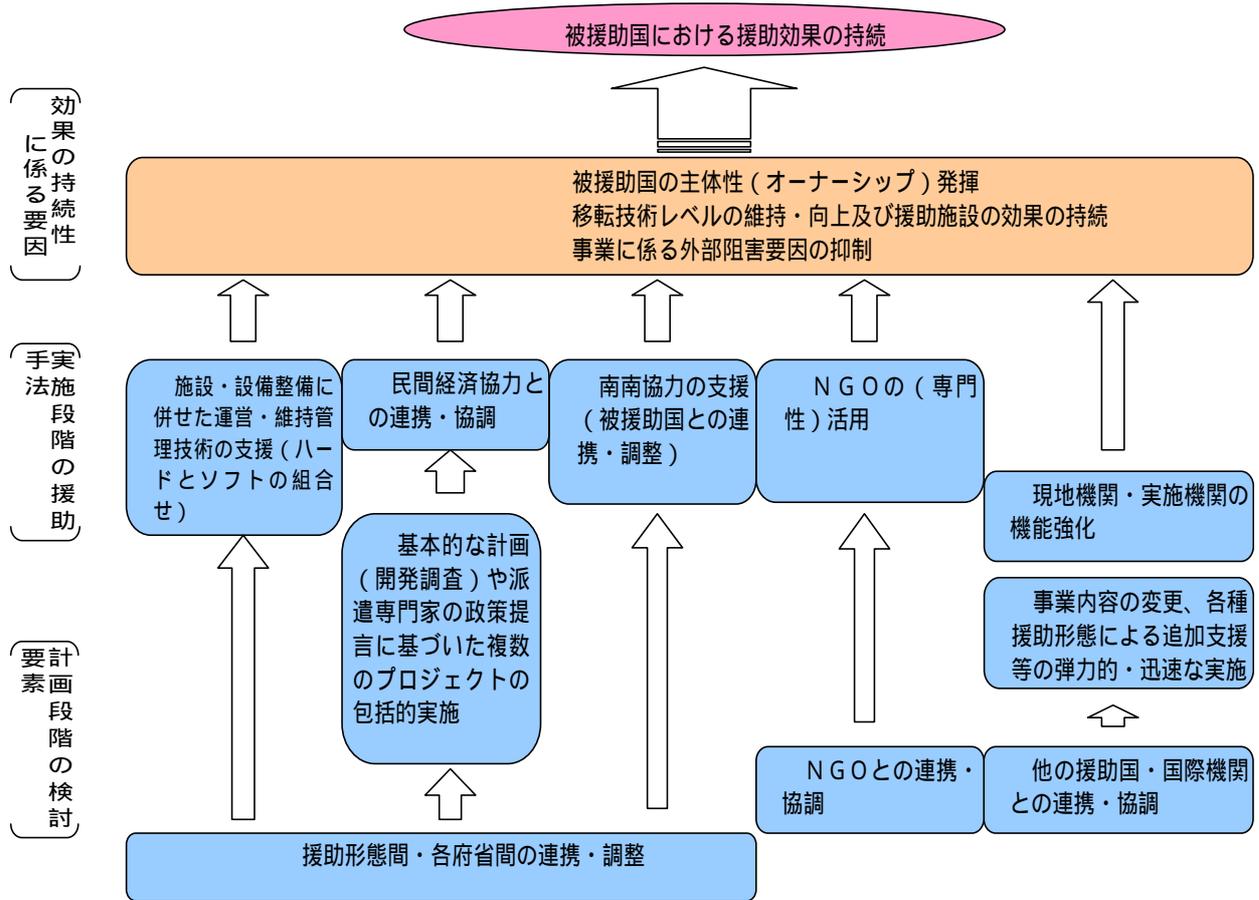
図-2- 「重要家畜伝染性疾病的診断技術と防疫技術」に係るフロー図



(注) 「重要家畜伝染性疾病的診断技術と防疫技術」(平成14年度終了時評価・JICA)に基づき当省が作成した。

ロジック・モデルのうち、政府開発援助(ODA)の総合性確保に関する援助手法等について上記の具体例に即した検証を基に整理した結果は、図-2-のとおりである。

図 2 事例 1 から 5 における総合性確保のための援助手法等の検証結果



(注) 当省の調査結果による。

以上みてきたように、政府開発援助（ODA）の「総合性の確保」及び「効果の持続性（自立発展性）の確保」を図るためには、ロジック・モデルで明らかにした各種の援助手法等が、各府省の政府開発援助（ODA）事業の特性や事情等に応じ、適切に採用され、その推進等が図られることが重要であると考えられる。

イ 既往の評価結果の教訓・課題の活用（評価結果の反映（フィードバック））

政府開発援助（ODA）の評価においては、従来から、評価結果の反映（フィードバック）の充実強化の必要性が指摘されている。

今回、当省が採った評価手法は、政府開発援助（ODA）に関する既往の評価結果に基づく教訓・課題の中から、「総合性確保」や「効果の持続性（自立発展性）の確保」に関連する教訓・課題を導き出し（メタ評価手法）それらについて制度分析的な視点から企画・立案、実施過程等における有効な援助手法等を論理的に整理し、事例研究による検証を通じて、今後の政策、施策及び事務運営の課題並びにその改善方策を検討するというもので、評価結果の反映（フィードバック）の充実強化のための一方法を提示するものである。

外務省等では、既に評価結果の反映（フィードバック）を行うための外部有識者による委員会が設置され、外部有識者が、評価調査の結果、導き出された提言及び対応案の

質と内容を確認の上、意見を提示し、それに対して、政府開発援助（ODA）の実施者が対応するという体制が設けられている。しかし、政府開発援助（ODA）の総合性及び援助効果の持続性を確保し、前述のロジック・モデルで明らかになった課題を克服するためには、評価結果を反映（フィードバック）させるための機能をより一層充実・強化することが重要である。